

「歯科医院にとって、これほど役立つ実務書はない」との声を多数頂戴しています!

これだけは押さえておきたい

歯科医院経営に必要な

コンプライアンス31

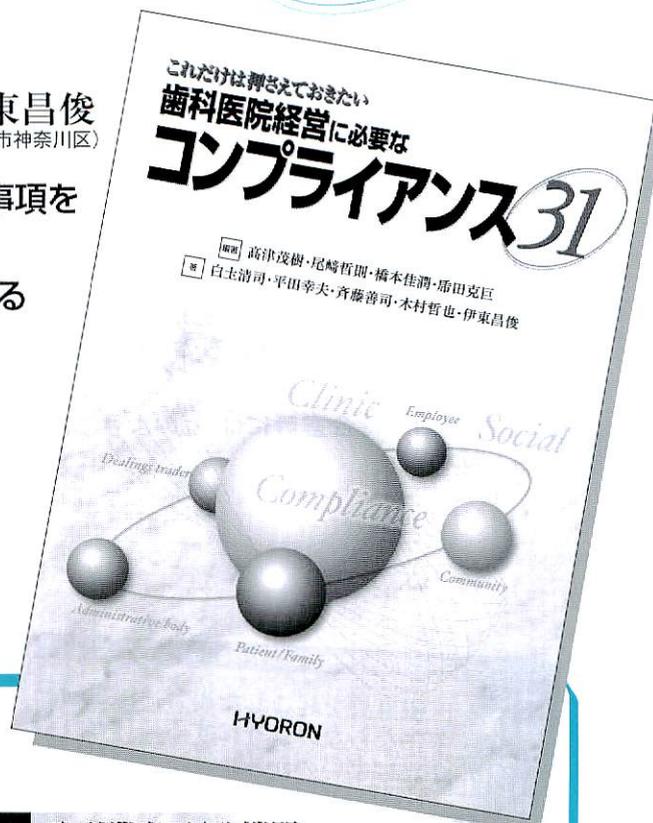
編著 高津茂樹・尾崎哲則・橋本佳潤・席田克巨

(横浜市港北区) (日本大学歯学部) (千葉市中央区) (川崎市中原区)

著 白土清司・平田幸夫・斉藤善司・木村哲也・伊東昌俊

(大分県白杵市) (神奈川歯科大学) (川崎市高津区) (大分県大分市) (横浜市神奈川区)

- 歯科医院に求められるコンプライアンス(法令遵守)事項を31の観点でピックアップ!
- 「知らなかった」ではすまされない歯科医院に関する法規制等を具体的に解説!
 - ・ 適法な医院広告・宣伝
 - ・ 改正医療法による安全管理
 - ・ 従業員の募集と採用,そして労務管理
 - ・ 押さえておくべき税務事項,等
- 巻末には就業規則,雇用契約書等を例示,各医院の条件に合わせて活用が可能!



内容目次

第1章 社会の中の歯科診療所

- ・ 歯科診療所は,地域社会とどのようにかかわっているのか

第2章 患者さんにとってのコンプライアンス

- ・ 歯科診療所の広告・宣伝をする場合,押さえておきたい事項は何か
- ・ 診療所内の待合室等には,どのようなものを掲示すればよいのか
- ・ 歯科医師以外の従業員の業務範囲はどこまでか/等

第3章 従業員にとってのコンプライアンス

- ・ 従業員の募集と採用は,どのようにすればよいのか
- ・ 院長として行う労務管理には,どのようなものがあるのか
- ・ 従業員の福利厚生は,どのようにすればよいのか/等

第4章 取引業者・行政機関・地域社会にとってのコンプライアンス

- ・ 歯科技工物を外注する際に,歯科技工所との契約等,押さえておきたい事項は何か
- ・ 歯科診療所の開設時や廃院時,行政機関に届け出る事項にはどのようなものがあるのか
- ・ 歯科診療所以外で歯科医師が社会的責任を果たすには,どのような業務があるのか/等

参考資料

就業規則/雇用通知書/雇用契約書/誓約保証書/退職金規程/等

B5判・240頁・2色刷・定価5,250円(税込)・¥340円 *当社HP (<http://www.hyoron.co.jp>) もご覧ください。

院長のこんな疑問にお答えします!

医院の宣伝をしたいけど、 どんなことができるんだろう?

- ▶ 自院の看板に広告できる事項
- ▶ 電柱広告, 駅の広告看板, タウンページ
- ▶ 新聞折込に対する規制 等を解説!

関連項目

- 2 歯科診療所の広告・宣伝をする場合, 押さえておきたい事項は何か
- 4 インターネット上に歯科診療所のホームページ・ブログを公開する際, 載せて良いもの・悪いものはどのようなものか
- 5 診療所内の待合室等には, どのようなものを掲示すればよいのか

3

歯科診療所外で患者さんにかかわるコンプライアンス

具体的に実行できる広告・宣伝には, どのような例があるのか

医業法によって, 医療機関の広告・宣伝は制限されている。しかし, インターネットの登場や平成18年度の医療法改正等により, 医療機関の広告・宣伝に関する選択肢も増えてきている。
ここではいくつかの広告・宣伝の例を取り上げるが, 自院の看板や駅の看板広告, 電柱広告等, 不特定多数の目に触れる広告については, 法の規制を遵守しなければならない。

▶ ポイント<チェックリスト>

- 自院の看板, 駅広告等で掲示できる項目には制限があることを知っているか
- 新聞への折込広告に関する法的規制を知っているか

1 自院看板, 駅広告, 電柱広告等

広告・宣伝の媒体には, 自院の看板をはじめ, いろいろなものが考えられる。しかし, 不特定多数の人を対象とした広告は, あくまでも広告規制の対象になるため, 法の規制を遵守しなければならない。

1. 自院の看板に広告できる事項

歯科診療所の機能に関する情報である。広告可能な事項は, 平成19年3月末現在可能な事項(表3-1), 平成19年4月1日以降に可能になると考えられる事項。広告できるかどうか検討されている事項があるので気をつけたい。いずれにしても, 患者さんや家族。住民が歯科診療所を「適切に選択できるようにする」観点から考えることが大切である。

2. 電柱広告

自院周辺の電柱に広告を出す場合, 広告できる内容は自院の看板と同様である。ま

12

歯科診療所内で患者さんにかかわるコンプライアンス

医療事故を起こした場合, 医事紛争にならないようにするにはどうすればよいのか

医療事故や医事紛争が起きないようにするには, 起きたことへの対応, 起きることへの予防が必要である。長期的にみると, 医療安全への研修を計画的に行うことである。また短期的には, 日常業務でヒヤリ・ハット事例を収集・分析し, 医療事故発生予防への教訓とすることである。さらに, 医事紛争とよばれる「医療安全支援センターや歯科医師会へ寄せられた歯科への苦情・相談事例」も教訓とする。これらに加えて, 歯科医師がコミュニケーション能力を高め, 患者さんとの信頼関係を築いておくことが医事紛争を防ぐ最大のポイントとなる。

▶ ポイント<チェックリスト>

- ヒヤリ・ハット, 医事事故, 医療過誤, 医事紛争等の用語を理解しているか
- 医事紛争を予防するための取り組みはできているか
- 患者さんとの間に紛争が発生したときの対応策はできているか

1 ヒヤリ・ハット, 医療事故, 医療過誤, 医事紛争

- ① 「ヒヤリ・ハット」とは, 事故防止のために集められる情報で, エラー*があっても患者に直接被害がないものや, エラーはなかったが現場で事故につながりそうなヒヤリとしたり, ハットした事象(ヒヤリ・ハット事例)をいう。ヒヤリ・ハット事例の収集・分析を行い, 医療事故の発生予防に役立てる, という考え方が定着してきた。
- ② 医療事故とは, 医療の過程(診断や治療行為, その予後の過程)において, 医療従事者(歯科医師, 歯科衛生士等)の不注意・不手際による過失, もしくは過失のない不可抗力や診療器具・診療所の設備等の不備によって予期せぬ不幸な結果となった事故の総称である(表12-1)。
- ③ 医療過誤とは, 医療事故のうち, 医療従事者の不注意・不手際等, 医療提供者個

最近, 医療事故や医事紛争のことを耳にするが, もしもうちの医院で起こったらどうしよう?

- ▶ ヒヤリ・ハット, 医療事故, 医療過誤, 医事紛争
- ▶ 医事紛争の予防
- ▶ 医療事故発生時の対応 等を解説!

関連項目

- 7 一連の受診手続には, どのような法的意味合いがあるのか
- 11 歯科診療を安全に行うためには, どのようなことを押さえておけばよいのか
- 25 診療機器や歯科材料を安全に使用するためには, どのようなことを押さえておく必要があるのか

従業員の募集や面接は、 どうすればうまくできるだろう？

- ▶ 募集と試用期間
- ▶ 面接と評価、面接で何を聞くか、面接でのチェック項目
- ▶ 内定通知書、不採用通知書 等を解説！

関連項目

- 15 院長として行う労務管理には、どのようなものがあるのか
- 17 従業員を解雇するにあたって、押さえておくべき要件は何か
- 18 従業員が退職する場合は、どのような手続が必要か
- 23 派遣従業員を活用する場合、どのようなことに注意すればよいのか

参考資料

ここに掲載するものは、自院の規程・規程等を作成する際の参考として示すものである。それぞれの歯科診療所の実状に合わせて、適宜変更して使用していただきたい。

〇〇歯科医院就業規則

〇〇歯科医院は従業員の人格を尊重し、医療人としての誇りを育てよう、専心専念の覚悟と向上心努め、従業員は業務改善に努め、業務改善に努める人々の成長に全力を尽くすとともに、この規則を遵守し、併せて前掲就業規則の発効に即するものとする。

第1章 総則

【就業目的】
第1条 この就業規則（以下「規則」という）及びこれに即する規程（以下「規程」という）は、〇〇歯科医院（以下「医院」という）に雇用される従業員（以下「従業員」という）の就業、その他の就業に関する事項を定めるためのものである。

2 この規則は別表の定められた労働条件、労働時間、労働賃金（以下「労働条件」という）その他、関係法令の定めるところによる。

【遵守事項】
第2条 医院及び従業員は、この規則及び別表を誠実に遵守し、その義務を履行し、事業の発展と労働条件の向上に努めなければならない。

第2章 人 事

【雇用】
第3条 医院は就業を考慮する者と面接の上、経営方針及び労働条件等について合意のあった者のより入雇する。

【就業時間】
第4条 就業規則を締結した日より、3週間以内に、以下の事項を医院に提出しなければならない。

- 1) 職名
- 2) 身分保証書
- 3) 労働時間書
- 4) 労働条件書（そのほか）
- 5) 厚生年金手続（自給者の場合）
- 6) 雇用保険被保険者証（労働者の場合）
- 7) 雇用保険被保険者証（労働者の場合）

第5条 就業日（勤務の日）より3か月間は試用期間とする。期間中、従業員として不適格と認められた場合、試用期間を終了することができる。

【就業規則】
第6条 従業員は次の事項に同意した場合は、別途なく医院に届けなければならない。

- 1) 住所、電話番号
- 2) 氏名
- 3) 同居家族
- 4) その他規定した事項

【休職】
第7条 従業員が次の事項に該当した場合、休職とする。休職期間中は給与を無給とし、1年を限度とする。なお、休職期間中は勤続年数に算入しない。

- 1) 業務上の職務が長期に亘ったとき
- 2) 業務上の職務で欠勤を連続して見られたとき
- 3) その他休職が必要と認められたとき

【返職】
第8条 従業員が次の事項に該当した場合、返職とする。

- 1) 予め3か月間、返職を申し出て返職されたとき
- 2) 期間満了まで返職しない旨の届出がなかったとき
- 3) 休職期間が満了するも返職しないとき
- 4) 死亡したとき

【予告解雇】
第9条 従業員が次の事項に該当した場合、予告の上、解雇する。

- 1) 身体又は精神の障害により業務に耐えられないと認められたとき、又は健康が著しく低下したとき
- 2) 業務上の不作為、又は業務上の不作為が発生したとき

【懲戒】
第10条 従業員が次の事項に該当した場合、懲戒科処する。

- 1) 規程に違反したとき
- 2) 欠勤が重なったとき
- 3) 同様のチームワークを阻害したとき
- 4) 就業上の指示命令に不服があったとき
- 5) 職務の懈怠、業務を怠り、又は怠りとしたとき
- 6) 職務の懈怠、又は怠りを繰り返したとき
- 7) 同事業に危害する行為があったとき
- 8) 業務上必要な行為を怠ったとき
- 9) 各項目に該当する不都合行為があったとき

【定年】
第11条 従業員の定年は60歳とし、定年に達した日をもって退職とする。

【退職金】
第12条 退職又は解雇により従業員の身分を失った者は、前年に健康保険被保険者証、その給与所得額を基礎とし、退職金を受けなければならない。

【解雇の手続】
第13条 医院は従業員を解雇しようとするときは、30日前に予告するが、又は平均賃金の10日分の解雇予告手当を支給する。ただし、労働基準監督署の認定を受けた場合、又は次の事項に該当する旨については、この限りでない。

従業員の労務

14 従業員の募集と採用は、どのようにすればよいのか

歯科診療所で働き、歯科医療をとおして患者さんやその家族から感謝され、自分も満足できることを意識できる従業員を採用したいものである。それは、歯科診療所の使命、理念、診療方針等に基づいて、どのような仕事をしてもらうかを明確にしておく、知識や技能だけでなく、人間性を重視して採用することが重要である。

ポイントチェックリスト

- どのような人材を募集するかが決まっているか
- 募集要項に法的不備はないか
- 就業規則や教育マニュアル等、面接時に提示できるシステムを整えているか
- 採用内定に関して、法的知識をもって対処しているか

1 募 集

従業員を募集するための媒体として広く使われるのが、一般求人誌（「とらばーゆ」、「タウンワーク」等）、専門学校等の求人、ハローワーク、新聞折込広告等である（図14-1）。なかでも大学や専門学校の求人は、主に次期卒業生を対象とするものが多く、中途採用には向かない傾向があるが、新卒者を一から育てるには重要な媒体となる（図14-2）。利用する場合は、求人申し込みの時期が毎年10月前後と各校によって異なるため、早めに情報を取り入れる必要がある。

また、ほとんどの媒体は記載形式が決まっており、それに合わせて書き込み、申請を行うことになる。ただし、新聞折込広告については自由に掲載し広告できるが、日本新聞協会に加盟する新聞社とその販売店は折込広告に関する規程を定めており、さらには医療法等による広告規制も遵守する必要がある。

以下、募集にあたってとくに注意を要する事項について触れる。

就業規則とか雇用契約書って、 何を書いておけばいいんだろう？

▶ 自院用にアレンジできる就業規則例を掲載！

関連項目

雇入通知書、雇用契約書、誓約保証書、身元保証書、労働者名簿、
慶弔見舞金規程、退職金規程

ほかにも、従業員の賃金や福利厚生、
歯科衛生士等の業務範囲、押さえて
おきたい医院の税務事項など、院長の
疑問に答える内容が満載です！



治療内容を“見える化”して情報提供を

診査・診断結果や治療内容などを“いかにわかりやすく説明するか”が、患者さんの安心感と信頼感を高める大きな鍵になっている。“わかりやすい説明”を実現するためのコミュニケーションツールとして、デジタルX線や口腔内撮影用カメラ、患者説明用ソフトにつき活用例と有効性を紹介。

歯科診療を“見える化”する機器の有効活用

編著／明石俊和・津田忠政

A4変判・224頁・定価6,090円(税込)・〒340円・2006年11月発行



唾液に関する臨床応用の可能性を探る

唾液は患者さんの口腔内状態を知るための有力な情報源の1つである。唾液に関する最近の研究とこれからの臨床応用の広がり可能性を示し、歯科医療における新しいヘルスプロモーションのあり方を考えるための一書。

唾液による健康づくり

明日からの臨床に取り組む

編著／下野正基・奥田克爾

A4変判・220頁・定価6,090円(税込)・〒340円・2005年11月発行



今後の高齢者歯科医療の姿を考える

患者との生涯にわたるおつき合いを基本に、しかるべき時期に生涯維持を見通した質の高い補綴治療介入を行い、口腔内の環境を整えること、これを生涯維持すること、そして、介護支援が必要になったときに適切な支援の手を差しのべることを、今後の高齢者歯科医療の姿として具体的に提案する。

予防補綴のすすめ

シニア世代の健康を支える歯科医療

編著／稲葉 繁・申 基詰

A4変判・212頁・定価6,090円(税込)・〒340円・2004年11月発行



確かなインプラント治療のために

欠損歯列におけるインプラントの役割を再考し、着実な診査診断、治療計画でインプラントを活かす。——本書では、経験豊富な臨床家による臨床例を多数掲載し、確かな応用目的をもって行う有効なインプラント治療について探っていく。

インプラントは臨床でこう活かす

欠損歯列へのインプラントによる対応

編著／榎本紘昭・武田孝之

A4変判・234頁・定価6,090円(税込)・〒340円・2003年10月発行

患者・術者双方のストレスフリー実現を！

ストレスフリーの歯科医院づくり

診療環境の見直して患者さん・スタッフ・歯科医師 満足

編著／稲葉 繁

A4変判・200頁・定価6,090円(税込)・〒340円・2002年8月発行

安全で確実な局所麻酔を行うために必携の書

最新・歯科局所麻酔ハンドブック

編著／金子 謙・大曾根 洋

A4変判・266頁・定価6,090円(税込)・〒340円・2001年9月発行

「接着」の考え方、具体的な臨床対応について豊富に紹介

接着臨床の新たなる展開

編著／真坂信夫

B5判・268頁・定価6,090円(税込)・〒340円・2000年8月発行

スプリント療法を広い視野から理解する

スプリント療法の実際

編著／福島俊士・杉崎正志

B5判・216頁・定価6,090円(税込)・〒340円・1999年8月発行